

## 少子化対策・女性の活躍促進特別委員会記録

開催日時 平成27年11月24日(火) 13:02~14:55

開催場所 第2委員会室

出席委員 7名

今井 光子 委員長

川田 裕 副委員長

山中 益敏 委員

藤野 良次 委員

安井 宏一 委員

粒谷 友示 委員

梶川 虔二 委員

欠席委員 1名

米田 忠則 委員

出席理事者 上山 こども・女性局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 12月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<質疑応答>

○今井委員長 ただいまの説明、またはその他の事項も含めて、質疑があればご発言願います。

○山中委員 数点お聞きさせていただきたいと思います。

まず初めに、11月10日に少子化対策・女性の活躍促進特別委員会として三宅幼稚園、また、田原本町の奈良県障害者総合支援センターの視察に行かせていただきました。そのときに、志野三宅町長から、障害を持つ子どもの支援をしっかりとしていきたいと、町単独費を使ってでもやりますと、ご意見を聞いたところです。この障害者の支援は、奈良県でも同じように障害者の質の改善につながる事業をと、以前から取り組んでいただいていることは認識しています。そういった事業を続けながら、平成27年度からは、障害児保育質向上事業と事業名を改められて、また、事業の内容も変わっているとお聞きしており、この事業が進んでいると認識しています。そこで、この事業の今回改正になりました概要

と、前年度等の予算の比較、対象になった施設、園がどのようにふえたか、この点についてまずお聞かせください。

**○金剛子育て支援課長** 障害児保育についてお答えします。

障害児保育に対する支援については、国が市町村に対し、交付税措置をしています。障害児2人に対し保育士を1人という配置基準を超えた手厚い基準で保育士を配置している保育所、認定こども園に対して、加配保育士の人件費を補助させていただいています。そして、補助に当たって、障害児の受け入れ促進という量的な面ではなく、今年度は障害児保育の質的な面にも着目して、障害児の受け入れ人数だけではなく、処遇の手厚さに応じて補助する制度に見直しています。同時に、補助基準額についても従来よりも引き上げています。また、民間保育所の補助基準額は公立の2倍に設定させていただいています。

予算額の比較ですけれども、平成26年度の予算額は2,914万円、平成27年度の予算額は5,904万8,000円と、ほぼ倍の予算額としています。そして、補助制度を見直した結果、補助の見込みですが、今年度の補助対象施設数は53施設となる見込みで、昨年度から全体で11施設ふえる見込みです。特に民間の補助対象施設数は18施設で、昨年度から8施設増と大きくふえる見込みとなっています。以上です。

**○山中委員** ありがとうございます。

先ほど改正の概要ということでお聞きし、また、実際の予算額もほぼ6,000万円と倍になったということです。そして、何よりも11の施設が新たに今回対象になりました。その中でも特に私立の保育所が増加の傾向が著しいということです。そこで、先ほどの改正の概要説明で、特に、この補助額を私立の場合は2倍にしたことがあります。この理由と、そして、10施設から18施設に今回増加したこの主な要因の2点についてお聞かせください。

**○金剛子育て支援課長** 公立保育所に比べて、民間の保育所に対して基準額を倍にしている理由ですが、民間保育所での障害児の受け入れが公立に比べて少ない実情がありましたので、民間保育所での受け入れがさらに進むようにしたいということと、もう1点、公立保育所については、市町村が保育の実施主体でありますので、県と一緒に市町村も、半分費用負担をお願いしたいという考えからです。この補助の基準額を大幅に上げ、昨年度よりも民間保育所にとってはたくさん補助がもらえるようになったことで、かなりインセンティブがきいて民間保育所での障害児保育が進んでいると考えています。以上です。

**○山中委員** 今、私立がふえた理由と、なぜ官民の格差というか、補助額の対象を私立に

力を入れている理由をお聞きしました。市町村が半分やるから県はということで、逆に私立をもう少したくさん受け入れしていただきたいとインセンティブをつけた理由については、理解させていただきました。しかし、実際は市町村の財政状況はかなり厳しいところもあるかと思えます。なかなかもともとの受け入れが多い上に、さらに補助額が市町村の場合は少ないとなりますと、今、質の改善ということで取り組んでおられるかと思えますが、本当にどう進んでいくのか。逆に官と民との格差も発生しないかという点が危惧されますが、この点について、今後どう進めていこうとされているのかお聞かせください。

**○金剛子育て支援課長** もちろん公立保育所においても、障害児をさらにたくさん進んで受け入れていただきたいと思っておりますが、費用負担に関しては、ぜひ市町村も県と一緒に頑張りたいという気持ちがありますので、補助額が充実できればいいのですが、今のところ、このような方向でやっていきたいと考えています。以上です。

**○山中委員** 今回の議案ではありませんが、私の手元にある政府要望の資料で、子ども・子育て支援新制度の着実な実施という中には、質の改善がしっかりと盛り込まれています。もちろんこれは政府に対して財源確保を強調されているわけですが、先ほど子育て支援課長からありましたように、市としっかりと協力をしながら、財政的な面もカバーできないかとお聞かせいただきました。ただ、危惧するのは、現場で実際に子どもたちにそういった格差が出ないように、また、公立の保育所であっても質の改善がしっかりと進むように望みますので、この点だけは主張させていただいておきます。ありがとうございます。

次に、児童虐待防止対策について、こども家庭課長にお聞きしたいと思います。

皆さんご存じかと思いますが、11月は児童虐待防止推進月間で、私たちも早朝の街頭でオレンジリボンキャンペーンということで、街頭を行かれる方にしっかりと訴えることもしています。

既にご存じかと思いますが、このオレンジリボンというのは、2004年に栃木県の小山市で2人の幼い兄弟が虐待の末に亡くなったという大変痛ましい事案を受けて、市民団体などが虐待防止への啓発とのことで、2005年からオレンジリボン運動として取り組まれています。特にこのオレンジの色は、子どもたちの明るい未来を示しているとお聞きしています。そして先般、発表によると、全国の児童相談所に寄せられた2014年度の虐待の総対応件数が、前年度比で20.4%、1万5,129件で、全体では8万8,931件と、また過去最高を更新しているという情報が寄せられています。そこで、この相

談件数が増加する理由について、まずお聞かせください。そして、ことしの7月から児童相談所の全国共通ダイヤルということで、ダイヤルの桁数が3桁になりました。虐待かと思っただけでいち早くということで、189の3桁の番号で児童相談所につながるようになりました。この児童相談所につながりますと、最寄りの施設の人にアドバイスをいただけるというスピーディーな対応ができるようになりました。これも私どもがしっかりと国に提案をさせていただいて、ことしの7月から実施された一つの実績です。本県でも虐待の未然防止のためにこれまでも取り組んでいただいたわけですが、今年度よりまた新たな取り組みとして、アウトリーチ型子育て支援モデル事業を展開されているとお聞きしています。そこで、この事業の目的と、今後この事業をどう展開されていくのか、方向性等についてお聞かせいただきたいと思えます。

○小出こども家庭課長 委員より、児童虐待に関する件数が増加している原因、それから、県の施策としてアウトリーチ型子育て支援事業を行っていますが、その事業の目的等についてご質問をいただきましたので、答弁させていただきます。

まず、児童虐待の件数ですが、委員がお述べのとおり、全国の平成26年度の件数は8万8,931件で、これは過去最高です。それから、前年度と比較しての増加件数でも過去最高になっています。一方、県の児童虐待の件数ですけれども、1,567件となっており、これは、対前年度比で申しますと12.6%の増加となっています。

増加の原因ですけれども、一つは、児童の面前で起きた夫婦間のDVについて、子どもにとっては心理的虐待を受けたものとして警察から通報される件数が増加していること等によるものと考えています。具体的には、虐待の種類別に見ますと、心理的虐待が最も件数が多くなっており811件、二、三年前はトップだった身体的虐待がその次で379件などとなっています。通告経路別でも警察からのものが非常に急増しており、1,567件の全体のうちの500件、これは約30%に当たりますが、警察からの通告という形になっています。このことは、児童の人権をより尊重するという観点から虐待の捉え方が拡大してきたこと、警察等との関係機関との連携が充実してきたこと、それから、さまざまな広報活動、オレンジリボンキャンペーン等を行った結果、県民意識が高まったことが背景にあると考えています。

次に、アウトリーチ型子育て支援事業ですが、児童虐待対策としては、未然防止という観点から、早期の妊娠期、出産期からの切れ目のない家庭支援を行うことが重要であるとと考えています。現在、市町村で、こんにちは赤ちゃん事業と呼んでいます、生後4カ月

を迎えるまでの全ての乳児のいる家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業を行っています。県では、昨年度にその家庭訪問をする家庭訪問員を対象にして、スキルアップをはかっていたくための研修会、それから、10回から成りますが、育成講座を開催しました。育成講座には、106名の市町村等の職員に受講していただきました。本年度は、家庭訪問支援のさらなる展開を目指して、家庭訪問のための実践的なプログラムを策定し、モデル事業として市町村において実施していただくこととしたものです。モデル市町村は、葛城市と桜井市の2市にお願いしています。

このプログラムの策定ですが、これはアメリカで行われている方法論をベースに作成するものとしております。支援が必要な家庭の拾い出し、それから、できないことではなくてその家庭の持つ長所に焦点を当てた支援方法に特徴のあるプログラムです。現在有識者による検討会を4回開催しておりプログラムの策定を図っていますが、12月中に策定し、来年1月をめどにモデル市において家庭訪問事業の中で活用していただく予定をしています。今後ともこの実践事例を十分検証して、他の市町村における活用を図っていきたいと考えています。以上です。

○山中委員 ありがとうございます。

そのプログラムの策定をして、どちらかという、先ほど言っていたいただきましたこんにちは赤ちゃん事業等で全国展開をされていまして、2013年でも95.3%の市町村でされている実績も聞いており、就学前の子どもたちの数は、ピックアップそのものは比較的楽なのかとは思いますが。その上でしっかりとしたプログラムをつくって、2市でとりあえずモデル的にされますけれども、早く全県的な展開にさせていただいて、本当に尊い子どもの命を守り、また、希望する人が安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めていただきたいと思っています。

次に、また同じ子ども家庭課になるかと思いますが、日本の子どもの貧困率という点でお聞きしたいと思います。

これは2012年度の最新の調査ですが、16.3%で、6人に1人の子どもが貧困状態になっていると。先進国で構成するOECD加盟34カ国中では10番目の高さであります。また、世帯の1人当たりの所得が国民の平均的所得の半分に満たない、約122万円以下の貧困状態にある世帯の割合も、ひとり親家庭では、実に146万世帯と54.6%にも上っています。貧困による経済格差は子どもの教育格差にもつながっていきます。また、成長後も希望の仕事につけず、収入が低いままになってしまう貧困の連鎖も大きな

社会問題として捉えています。こうした貧困の連鎖を断ち切り、生まれ育った環境で将来が左右されない社会を目指して、私どもは2013年6月に子どもの貧困対策推進法をつくらせていただいて進めてまいりました。この法律を受けて、2014年8月には、教育、生活、保護者の就労、また、経済的支援を進めるということで、子どもの貧困対策に関する大綱が閣議決定をされたと伺っています。

奈良県でも、子どもの貧困対策推進法に基づいて、新たに、仮称ですが、奈良県子どもの貧困対策計画が進んでいるとお聞きしています。具体的には、奈良県子どもの貧困対策会議がこれまで3回開かれ、奈良県における子どもの貧困の状態を分析し、また、課題を整理しながら議論をされているとお聞きしています。

そこで、仮称ではありますが、奈良県子どもの貧困対策計画の策定に向けた進捗状況と、計画そのものの流れ、奈良県が特に課題として克服しなければならない留意点をお聞かせください。

○小出こども家庭課長 委員から、子供の貧困対策の県の計画についてのご質問がありました。

仮称ですが、奈良県子どもの貧困対策計画については、まず、実態調査ということで、昨年度行いましたひとり親家庭の実態調査、それから、本年度実施した事例等の調査により、本県の実態を踏まえて、庁内関係課の連絡会議、それから、有識者等から成る奈良県子どもの貧困対策会議での検討を行っています。奈良県子どもの貧困対策会議では、子どもの学力向上等を目的とした子どもへの支援、親の就労や生活支援を目的とした家庭への支援、3点目として、福祉、教育行政と地域の連携等の観点から、施策の方向性について対策会議の中で幅広く検討を行っていただいているところです。来年1月には計画案を策定をし、パブリックコメントを経て、今年度中の計画策定を図りたいと考えています。以上です。

○山中委員 わかりました。

今後検討していただきながら、より詳細な基本計画になるかと思っておりますが、今年度中には計画はできるとお聞きしましたので、ぜひともよいもので実効性の高いものであるように、見守っていきます。ありがとうございました。

最後になりますけれども、男女共同参画について女性支援課長にお聞きします。

冒頭、こども・女性局長からも仮称ではありますが、女性の輝き・活躍促進大綱2015ということで説明がありました。これと今後どう整合していくか、聞かせていただきました。

いのですが、奈良県でも、既になら男女GENKIプランが男女共同参画推進条例に基づいて計画されています。この計画を見ますと、第2次の期間の終了が、平成27年度となっています。当然次期計画ということで、第3次の計画が進められているのだらうと思います。そういう点を踏まえて、先ほどこども・女性局長から説明がありましたこの大綱と、また、政府からは、第4次の男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考えということで素案も示されています。この辺の整合性を図りながら進んでいくものだと認識していますが、後期計画としてどのように進めるのか、この点についてまずお聞かせいただけます。

**○正垣女性支援課長** 男女共同参画計画の次期計画の考え方についてです。

県においては、平成18年に第2次男女共同参画計画、なら男女GENKIプランを策定しました。あらゆる分野におきます意思決定の場への女性の参画や男女共同参画社会実現に向けた意識づくりなどを基本目標として目標値を設定し、男女があらゆる分野において、意欲と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に取り組んでいるところです。

次期の計画との関係ですけれども、第2次の計画から切れ目なく継続していきますように、現在平成28年度から始まる次期計画の策定作業を行っています。女性のライフステージごとの課題を抽出、分析をして、具体的な施策を検討しているところです。平成27年度中に、仮称ではありますが、女性の輝き・活躍促進大綱2015を示させていただき、この大綱をベースとして、国の第4次男女共同参画基本計画を参考として、県の第3次男女共同参画計画を策定する予定です。また、この計画の中に女性活躍推進法に基づきます推進計画の中身を盛り込む予定をしています。そのような形で現在進めているところです。以上です。

**○山中委員** 今そういう形で進めていただいているとのことで、最終形が今年度中ですので、内容をまた精査させていただきます。その前段になろうかと思いますが、これまで進めていただいたなら男女GENKIプランです。こちらの計画の第2次ですが、平成27年度が最終目標、目的の時期ですので、当然この中には、目標値を設定されてそれぞれに取り組んでいただいた項目があろうかと思いますが、既にホームページでも掲載をされているので、一般にもごらんになれるかと思いますが、できているところ、またできていない、まだもう少し頑張ってもらいたい部分もあろうかと思いますが、その辺を総括されて、どういふ点をしっかりと踏まえた上で今後のこの共同参画の計画に盛り込んでいこうとされているのか、この点を聞かせてください。

○正垣女性支援課長 第2次の男女共同参画計画の目標値の進捗状況についてです。

目標の進捗状況については、県職員の管理職における女性の割合は、目標値10%に対して、平成27年4月1日現在で10.9%と達成しています。また、男女共同参画県民会議に参画いただいている企業、団体が取り組む事業数については、目標値の120件に対して、平成26年度は119件となっています。さらに、男女共同参画社会の形成促進を図る活動を目的にしているNPO法人数については、目標値の70法人に対して、平成26年度は68法人とふえてきています。男女共同参画推進に向けての地域での広がりも出てきている状況です。

一方で、目標値に達していない項目では、例えば、県審議会等におけます女性の割合については、目標値の40%に対して、平成27年3月末現在で32.0%という状況です。女性の割合をふやしていくには、社会の各分野での女性の人材の裾野を広げていく必要があると考えています。女性の活躍についての意識をそれぞれの組織で変えるなど、社会全体で継続して取り組んでいくことが必要と考えています。男女共同参画社会の実現については、県の取り組みだけではなく、市町村や県内事業所、地域や家庭など、社会のあらゆる分野で主体的に取り組むことによって達成されるものと考えています。今後とも目標値の進捗状況の検証を行っていくとともに、関係機関と連携、協力して、なら男女GENKIプランの目標達成に向けた取り組みを進めていきたいと考えています。以上です。

○山中委員 取り組み状況の中で目標値に達している部分、また、まだもう少し頑張っていたかかないといけない項目を含めてピックアップをしていただきました。ありがとうございます。

この中で、今、職員の管理職における女性の割合で、先ほど目標値が10%、それに対して10.9%という報告もいただきました。目標値としてはクリアをしています。けれども、国は、法律が違いますけれども、女性の活躍促進法等で30%等を目標に取り組んでいこうと、もう少し高い基準の設定もされているとお聞きしています。こういうことも含めて、先ほどおっしゃっていただいたように、裾野を広げる取り組みが大事ですが、この点もしっかり踏まえて取り組んでいただきますよう申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

○梶川委員 では、質問させていただきます。

まず第1点目は、この奈良県障害者総合支援センター指定管理者の契約について聞きたいのです。



昨日、家におりましたら、近所のおばあちゃんが子どもの発達障害のことで相談というか、話を聞いてくれと来られて聞いたのです。発達障害の話は今までにいろいろな所で聞いて、もちろん県庁の職員の皆さんもそういう話はたくさん聞いていると思います。その中で、お越しになった人は、おばあちゃんがいて、息子夫婦がいて、息子の嫁とは嫁しゅうとめの関係になる。それで、障害児の育て方について意見があるが、このおばあちゃんのほうが割と進んだ考え方をしている。ところが、おばあちゃんから見たら自分の子どもではないから、若い夫婦に任せておかなければいけないと思いながらも私のところへ相談に来られたのですけれども、相談に来ていただいても、何かできるということがなくて、苦勞話を聞いてあげたことにとどまっているのです。

このおばあちゃんがおっしゃるのには、子どもは小学校の3年生ぐらいの男の子らしいのですが、かなりひどい感じでした。その中で、この前、少子化対策・女性の活躍促進特別委員会で調査に行き、いろいろな話を聞かせてもらった奈良県障害者総合支援センターで、リハビリを6カ月に1回してくれるのですと言っているのです。それを聞いて、6カ月に1回のリハビリなんて、もうないに等しいのではないですかと話をしていたのですが、それはなぜ6カ月に1回なのか。専門の先生、医者がいないとか、あるいは予算が足りないとか、いろいろな条件があると思うのですが、こういったことが指定管理者制度にすることによって改善されるのだろうか、今も説明を聞いて思っているのです。全ての人が6カ月に1回ではなからうと思うのですが、状態によって6カ月に1回のリハビリをするような実態があるのは、職員の皆さんはご存じなのでしょうか。

○芝池障害福祉課長 リハビリということで、医療になるとは思うのですけれども、指定管理をさせていただくのは、今回は福祉部門で、障害者総合支援センターです。そちらで療育は行っていますが、今おっしゃっているのは、リハビリということでしょうか。

○梶川委員 療育も含めてです。

○芝池障害福祉課長 療育を含めてでしたら、児童発達支援ということで、わかくさ愛育園で療育も行っていますし、自立訓練、それから、就業等もこの奈良県障害者総合支援センターで行っています。

リハビリの医療の実態は、こちらでは把握しかねています。済みません。

○梶川委員 場違いな質問かも知れないけれど、私もよく調べるけれども、この指定管理者制度がそういう点でもうまくいくような制度にしてほしいという思いで、思いつきを言ったのですが、お互いに研究し改善をしていけるようお願いしたいと思います。

次に、先ほど山中委員からも質問がありましたので、省くものも含めて、2点だけ聞いておきたいのですが、前回もひとり親家庭、非婚の女性の問題で、みなし寡婦控除を質問しましたが、今度国土交通省の会議の一つで、公営住宅において寡婦控除の対象に含めると決定されたと言われているのですが、これらについて、県は既に把握をされておられるのか、していたら大体の概略の説明してほしいと思います。

**○小出こども家庭課長** ひとり親の非婚の母と父のみなし寡婦控除の関係でご質問をいただきましたのでお答えさせていただきます。

公営住宅の家賃の算定の際に、みなし控除ができるかどうかで、これはことしの10月16日に公営住宅施行令が改正され、非婚の母または父について、公営住宅の入居者の収入算定上、寡婦控除の対象とすることとされました。なお、施行については来年の10月1日からとなっているところです。以上です。

**○梶川委員** これは、もちろん県営住宅、市町村営住宅、公営住宅は全て来年の10月からできると、よくわかりました。大体世間的にも合意ができているから、10月と言わずに、来年度4月から奈良県だけでもそれを単独でもやってほしいという思いがありますので、そのことだけ申し上げておきたいと思います。県庁の中にも税の問題は税務課が関係しているのかも知れないけれども、できれば早くして、県庁の中に女性の活躍を促す会議もつくってもらって、早くこういうことが実施できるようにお願いしたいと思います。

次に、同じような視点で、児童福祉法で決まっていることなのですが、児童養護施設は18歳未満の人が入るような制度になっているのですが、虐待やいろいろな形で児童養護施設の中へ入って生活をしてきた子どもたちに、18歳になったから、さあもう対象外です、あとは自立していけるようにしなさいというのも、今日の時世の中で大変酷だと思うのです。これを20歳にしようという動きがあるようですが、法律を変えたりしてやっていたら時間がかかってしまう。生身の体の子どもたちのことです。例えば、来年度4月から奈良県だけでも単独でも20歳までにやってもらうようにお願いしたいのですが、その辺の実態はどうなのでしょう。

**○小出こども家庭課長** 児童養護施設の入所者の年齢制限のご質問だと思います。

児童福祉法においては、児童は18歳未満となっていますけれども、児童養護施設や里親については、必要な場合には児童福祉法第31条で、20歳未満まで措置延長できるという規定になっています。このような在籍期間の延長はいろいろと要件がありますが、特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合であり、延長に当たっては、

その施設長、関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、それから保護者の意向を確認するとなっています。このことについては、児童相談所の運営指針の中に定められています。ただ、実際の運用は18歳の年度末、いわゆる高校卒業時点で就職または進学等により施設を退所するケースがほとんどです。

委員がお述べになりました検討されているというお話ですが、児童の定義がこの法律上では18歳未満を、国の検討委員会において20歳未満とすることについても議論はなされていますが、具体的な児童福祉法の改正案はまだ取りまとめられていないと聞いています。ただ、18歳を超えると児童養護施設を出る場合がほとんどだと申し上げましたが、現行でも例えば、施設の中にも自立援助ホームがあり、児童養護施設退所後に就職する児童が一般の住宅の中で共同生活し自立援助するという施設もあります。それから、ことしからですが、県でも子どもの「自立」サポート事業で、児童養護施設退所児童の生活や就業に係る相談等、支援についてNPOに委託して実施しているところで、そういう相談、支援をする受け皿は現在もあるということです。以上です。

**○梶川委員** 今でも実態としては、されていると理解していいのですか。されていないとすれば、来年4月からでも奈良県ですることは考えているのかどうか、その点も聞いておきたい。

**○小出こども家庭課長** 入所の年齢制限は、児童福祉法の中で、先ほど申しましたが、原則18歳未満か20歳未満になります。原則論としてどうなるかということです。今は18歳未満ですが、先ほど申し上げましたように、いろいろな状況によって延長できるという法律の規定になっています。現に非常に数は少ないですが、延長している事例もあります。必要な場合について、法に基づいて延長するということ、それから、18歳を超えて退所する児童についても、先ほど申し上げたようないろいろな支援、施策というか、受け皿となる施設もあるということで、そういう意味では十分な対応ができていっているのではないかと感じています。以上です。

**○梶川委員** わかりました。結構です。

**○安井委員** 認定こども園についてお尋ねしたいと思います。認定こども園の施設型給付費負担をされるということで、認定こども園は官も民も合わせて8カ所あります。対象児童数も1,100人いらっしゃるということです。生駒市でも来年の認定こども園設置に向けて進んでいますけれど、これは将来に向かって普及していく、まだまだ増加する傾向にあるのでしょうか。認定こども園もまだまだ数は少ないですけれども、これからの状況

を踏まえてのことかと思うのですが、そういった状況をお尋ねしたいと思います。保育所について、整備することと同時に保育の質の向上を図ることで、特に保育のための研修に取り組んでいただいていると思うのですが、認定こども園もそうですけれども、カリキュラムが今は複雑な面もあるとお聞きします。保育士と幼稚園の教諭と両方の資格を持った方を採用する傾向がふえてきているように思うのですが、この保育士の研修を通じてスキルアップしていくということであれば、保育所そのものもそうですけれども、認定こども園もにらんだ研修をされているのか、この研修の主立った狙い、その辺をお尋ねしたいと思います。

子どもの医療費助成についてですけれども、子どもの健康を守っていくこと、それを保持していくこと、福祉の増進を図るなどさまざま目的もあるわけです。その医療保険などの自己負担に対する補助は今、就学までの子どもたちと小学生から中学生までの入院にされていると思うのですが、こういう少子化の時代を迎え、子どもの健康を守っていく、維持していくことは、行政側としても大変重要かと思うのです。助成事業を進めていく中で、ゼロ歳児から就学までの入院、通院も含むということですが、もう少し年齢を上げていく取り組みも要望の中でよく聞く話ですが、今実施されている状況をお尋ねしたいと思います。以上です。

**○金剛子育て支援課長** まず、認定こども園の現在の状況と今後の推進方策についてお答えします。

現在の認定こども園、本年4月1日現在の状況で、県内で27施設あります。子ども・子育て新制度の、この4月の施行を期に大幅にふえており、1年前と比べて15カ所ふえて27施設になっています。この認定こども園は、今後も徐々にふえる傾向にあると思います。待機児童解消方策などについての意見交換を市町村としていますが、その中でも待機児童の解消の一つの手だてとして、ぜひ認定こども園化をしていきたいとよくお聞きしますので、今後ふえていくと思われれます。県の奈良こどもすくすく・子育ていきいきプランにおいても、認定こども園の推進を掲げており、設置目標数は、平成31年度末時点で89施設としています。随時市町村からのお問い合わせ等に対応していますが、先進的な好事例などのご紹介もしていきながら、スムーズな移行に向けて市町村の支援をさせていただきたいと考えています。

次に、保育の質の向上に関する研修の件ですが、従来より子育て支援課では、保育所の保育士に対する研修とあわせて、教育委員会とも連携しながら、就学前教育に関する質の

向上のための研修ということで、保育所と幼稚園の先生方の合同での研修も行っています。以前から幼保の一体化、認定こども園がふえていくことを見据えて取り組んでいますので、引き続きしっかりとやっていきたいと考えています。以上です。

○今井委員長 子どもの医療のほうは、いらっしゃらないですか。

○安井委員 おられない。わかりました。

○上山こども・女性局長 保健指導課の担当になりますので、改めて後ほどお答えします。

○安井委員 認定こども園は、27施設で、15施設がふえたということで、時代背景としてそういう時代になってきたかと思うのですけれども、補助対象が運営主体は官も民もあると思うのですけれども、同じようにこの補助金は、分けてあるのですか、一緒なのですか。

○金剛子育て支援課長 補助、運営に対する支援については、公立の施設は市町村に対して一般財源化がされています。民間の施設に対しては、給付費という形で負担をさせていただいています。それと、施設整備についても、公立は一般財源化されていますが、民間の施設については、国の交付金の手厚い支援があります。以上です。

○安井委員 つまり、制度上、組織上、幼保一体化してすると例えば、施設面から大幅に改造しなければならないとか、新築しなくてはならないとかという非常に多額の予算が必要な状況にはなっていくのでしょうか。89施設もあれば、現状の幼稚園、保育所のどちらかの施設の中で運営上やっていけるのか、もう少し改造を加えないとこの施設はやっていけないのか。もう一つは、89施設だったら、対象児童数は大体どのくらい見込んでおられるのか、その辺の見通しを教えてください。

○金剛子育て支援課長 幼稚園が認定こども園化する場合、幼稚園は通常3歳から5歳しか受け入れておりませんので、新たにゼロ歳から2歳を受け入れるに当たり、乳児室や、匍匐室、沐浴室などの設備も必要になりますので、施設改修が必要になります。保育所の場合は、既にゼロ歳から5歳の受け入れ設備が整っていますので、新たな保育室の面積を確保できれば新たにプラス3歳から5歳を受け入れることは可能です。

それと、もう1点については、対象児童数です。

目標施設は89施設としているだけですので、それぞれの定員については、プラン策定の際には市町村からの積み上げの数字はいただいていません。合計でどのくらい定員がふえるかは目標値には掲げていません。以上です。

○安井委員 結構です。

○川田副委員長 いろいろご説明ありがとうございます。

まず1点お聞きしたいのが、これから少子化でどんどん施策、予算関係もふえていくだろうということで、今計画もされているのですけれども、行政全体の予算で考えた場合、スクラップ・アンド・ビルドで、何かをするのであれば何かを削りながらやるということなのです。まだ計画は策定中でこれから具体的なものが出てくると思うのですが、具体的に新しくするものはいいとしても、削っていくものは一体どういうものなのですか。そのバランスがとれていないと、政治でもよく議論されるのですけれど、あれをやります、これをやりますと、いろいろ都合のよいことはみんな言うのです。現実には財源があって、政府でも、プライマリーバランスを合わせるために、当初目標で3%の経済成長を目指していたのが2%、消費税も10%の引き上げが若干ずらされましたので、この加減から、大きくすると計算の違いが出てくると財務省も言っています。だから、そういった関係で今後ますます財政関係が苦しくなってくる中で、これ以上拡大していく考え方は正直言ってできないと思います。素朴な疑問なのですけれども、これだけの借金抱えている中で、基本的にどのようなお考えをもってこの計画に取り組んでいかれるのか。まず外されるもの、中止されるもの、やめられるもの、こういったものを県民に対してご説明をいただくのが流利的には本来の説明の順番ではないかと思えますけれども、ご説明をお願いできますでしょうか。

○上山こども・女性局長 ご質問ありがとうございます。

川田副委員長がご指摘のとおり、限られた財源の中でどのように効率化された行政を進めていくかは課題です。行政に対する需要は年々増加してきていますし、この福祉分野にも非常に期待が大きくなっているところです。そうしますと、一方で費用を削減していかなければならない部分も出てくるわけです。今具体的にこの事業ということはお答えできませんが、県も財政が限られていますので、この新年度予算要求の中で財政当局とスクラップ・アンド・ビルドを検討しながら、効率のよい、また、必要な施策も進められるように検討を進めたいと考えています。この事業ということは、今ここで具体的にお答えできませんが、限られた財源を効率的に効果的な施策に回していきたいと考えています。以上です。

○川田副委員長 具体的には、また今後お願いしたいと思います。

それと、もう1点ですけれども、地方自治法の考え方からいきましたら、広域行政と市民に近い基礎的行政が明記されていて完全に分けられています。そして、できないことに

対して補完、補完という意味も難しい解釈になるのですけれども、事務的には完全に分けられているという形です。いろいろなところ、先ほどの保育所の話など、全体的なアウトカムを目標とされていますので、アウトカムを考える上において、全体調査は必ず必要だと思うのですが、市町村のやっている事務がかなり多く含まれている。ところが、答弁を聞いていましたら、県が全部の事務をやっておられるような回答にも聞こえるので、地方自治法の趣旨でも明確に分けられてあるわけですから、ご説明の仕方を分けて言っていたかかないと。例えば、保育所などは完全に市町村の事務です。だから、県がやっておられるのは、一体具体的にどういったことをやっていかれるのか。今は答弁はいいのですけれども、今後ですね。

それと、障害者関連は県の事務もたくさんありますので仕分けもされていくこともあるのですけれども、その辺の整合性をとっていくのかを示していただかないと、漠然と説明されましても、一体何が県の事務なのか、市町村の事務なのかわかりにくい。これは計画上で示していかなければいけないのではないかと考えているのですが、その点はいかがですか。

**○上山こども・女性局長** 委員がお述べのとおり、県の役割、市町村の役割がそれぞれあるわけです。特に保育については、市町村の事務となっていますので設置運営については、市町村が責任を持って、量的また質的確保をしていくということです。ただ、全体の予算のスキームについて、国が予算負担する部分や県が費用を負担する部分は制度の中で決まっていますので、制度の内容にのっとり、県の負担部分については、県が予算要求をし、市町村並びに私立、民間の施設に対しての交付金等を準備するということです。

それともう一つ、全体の効率から考えますと、例えば、保育士の研修事業など、市町村単位でやりますと効率性が落ちるものについては、市町村の担当者、また、団体等とも協議しながら、県が中心となりやっといこうと、このようなスタンスをとっているところです。市町村の自主性を最大限尊重しながら、県でやったほうが効率的なものについては、引き続き協議をしながら進めたいと考えています。以上です。

**○川田副委員長** ありがとうございます。

県民からしても、そのあたりを法に基づいて説明いただければわかりやすいかと思えます。

細かいことはまた今後聞いていきます。それと、もう1点、先ほども話が出ていましたが、子ども・子育て関連三法の、国公立、公立に対しての支援、子育て支援法からの支援

について、各市町村など、幼稚園等、保育園は規則ですが、条例なら、幼稚園の保育料などの規則を大幅に変えられて、我々は逆に反対したほうなのです。公立に対しての国からの基準額の支援は、私立に対するものと同じような形で出ないと文部科学省のホームページなどでも答えており、実際に入ってくるお金は変わらないのに、逆に負担が大きく変わってしまう形態が誤解を持って進んでいるところもあるのではないかと思います。ことしの3月ぐらいに香芝市市議会での審議であったのですが、その後は見ていないのですけれども。当初は公立の施設費に対しての援助はしないと国も答えていましたが、そのあたり何か変化がありましたか。当然一般財源でやっていくということで、それに対しての新たな財源措置などが行われたとは聞いていないのですけれど、何か出てきているのですか。

**○金剛子育て支援課長** 子ども・子育て支援新制度の給付に関しては、特に新しいことは聞いていません。公立に対しては一般財源化という状態になっています。以上です。

**○川田副委員長** ということは、子育て支援法ができたので条例を改正しなければならないという説明をされていて、それは違うだろうという議論になったのです。その辺の解釈からいったら、別に条例を改正しなくても、市町村の判断でやるし、政令で額を定めるという形で、政令委任されていますから、逆に法律による強制制度はできないはずですので、それはそのとおりでいいのかと思うのです。今のところは新しい財政的な援助はないということですね。今後の見直しについてはわからないですけれど、今のところはなしという解釈でよろしいのでしょうか。

**○金剛子育て支援課長** 今のところはそのように認識しています。

**○川田副委員長** ということは、認定こども園なども、地域によっていろいろ違い、都会や、大都市などに行きましたら、子どもが減ってきていることもあり、運営自体ができないということで、工夫の一つとして保育園と幼稚園を合わせた形でやられていると。ところが、子どもが多い地域などでは、保育園と幼稚園の両方あって、運営できれば一番いいわけですけれども、そういった組み合わせもやる中で、子育て支援法において、公立が行う認定こども園についても、新たな別に補助が出ることはないのですね。記憶としては、3年ぐらい前だったと思うのですけれど、認定こども園化の話が出てきたときに、県にも聞きに来たのです。けれども、まだ中身も決まっていなくて、財政支援も何も決まっていなくて、今手を出したら大変なことになりますと説明を受けたことを覚えているのです。県のご指導どおりにやっていてよかったというのが今の気持ちなのですけれども、認定こども園は今どんな状況になっているのですか。先ほどは今後拡大していく方針であると



かおっしゃっていましたが、いつから方針が変わられたのですか。今までは中身の支援体制などが決まるまでは、手を出さないほうが良いとご説明を受けていたのですけれども、そこが変わってしまっている。どういう内容で例えば新たに大きな補助でも出て、そういうものがあるからやれと言っているのか。そのあたりをご説明いただけますか。

**○金剛子育て支援課長** 奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン策定の際に、先ほど申し上げましたように、認定こども園の推進については、どのように位置づけるかはしっかり検討しまして、やはり地域の子育て支援の中核的な施設であると県では考えていますので、推進したいと明記をさせていただいています。以上です。

**○川田副委員長** いや、聞き方がおかしい、決めるのは市町村なので、自分のところで必要であればつくられるし、必要なればつくられないのですけれども、そういった意味で、別に強制されて、つくりなさいと進められている意味ではないですね。両方あれば一番いいわけではないですか、保育園と幼稚園が両方あって分離されていたら一番いいわけで、それを人口が少ないところだったら合併もして、つくる必要はあると思うのですけれども、そうではないところは両方あれば一番いいということですから、それはその地域によっての状況によって考え方も変わると思うのです。だから、そういう意味でよろしいですね。何も絶対要らないところまでやりなさいという、こういう意味ではないですね。

**○金剛子育て支援課長** 申しわけありません。言葉足らずでしたので、訂正をさせていただきます。もちろん認定こども園を推進していきたいという立場ですが、あくまで地域の市町村、そして、それぞれの地域の意向を最大限に尊重してと考えています。実際には、各市町村の子ども・子育て会議において、関係者の意見も聞かれて、どういった施設が、保育所のままでいいのか、あるいは保育所と幼稚園の両方要るのか、認定こども園に統合していくのかは、それぞれの地域のご意向をしっかりと議論させていただいて決めていただきたいと思います。一律に全て認定こども園を推進していこうとは考えていません。以上です。

**○川田副委員長** それと、この点については最後の1点になるのですが、子ども・子育て支援法の形で、先ほどあった公立には新たな支援はないわけですね、一般財源でやっていかなければいけない。けれども、私立に対しては、そういった保育料を安くした部分とか、そういった分の基準額は渡されていく形ですよ。その中において、今、文部科学省が言っておられるのは、幼稚園は無償化をやっていくということで、まだ予算が通っていないので実現はしていないのですけれども、ずっとそのスタンスは変えておられないという形

ですよね。だから、そこが矛盾して、聞いているほうは子育て支援法があるからこれをやっているのだと言われているのに、文部科学省が、それは無償化を進めるのだと進めておられると。その辺の整合性がとれないような感じがするのですけれど、その点はいかがなのですか。

**○上山こども・女性局長** ご父兄が負担される費用については、一応これは全体の制度の枠組みの中で決まっていますが、各市町村によって少しずつ制度が違う中で軽減措置をとられていると思います。その部分については、市町村が自主財源で負担されている場合が多いのかと思っています。

今、委員がお述べの幼稚園の無償化について議論があることは承知していますが、あわせて、就学前教育全体の無償化という議論がありますので、恐らく幼稚園無償化の議論とともに就学前教育全体、保育、認定こども園の子どもも含めて、就学前教育を少子化対策の一環、または、早い時期からの就学前教育の重要性が見直され無償化にしていこうという大きな動きになってくるのではないかと思います。ただ、これも財源の問題が大きいことがありますので、恐らく直ちに全体の無償化は、なかなか難しいと認識しています。以上です。

**○川田副委員長** よくわかったようでわからなかった、ありがとうございました。

これは当然予算が要るものなので、ただ、市町村が法律で定められたからやらなければいけないという感覚を持っておられるところもあると聞いています。だから、そうではなく、やはり自主的にやるもの、また、幼児教育の無償化の話も現実、今あるというところも含めて、誤解のないようなご説明を今後していただければと思います。

それと、最後の1点ですけれども、これ先ほどいただきました（仮称）女性の輝き・活躍促進大綱2015の検討状況についてという資料をいただきましたが、統計等のエビデンスを分析ということで、分析は知事も非常におっしゃっていますけれども、統計分析を用いてとおっしゃっていますので、最重要課題になってくると思うのです。ただ、数字をとって、右と左が多いか少ないか、傾向だけを見ると、これは統計分析とは言いません。そこからどのような統計分析を形態としてやられて、この形が出てきているのかについてお聞かせいただけますか。

**○正垣女性支援課長** （仮称）の女性の輝き・活躍促進大綱2015のデータの分析についてです。

現在大綱の策定作業を行っているところですが、データの収集については、昨年

実施しました女性の社会参加に係る意識調査のデータ、それと、県の関連データ、国の関連データを集めて課内で議論して一旦取りまとめをさせていただいています。それを女性の活躍促進会議、男女共同参画審議会でも議論をいただき、知見をいただいて、この女性のライフステージごとの課題を抽出しているところです。以上です。

**○川田副委員長** 申しわけありません。分析方法を聞いているのです、統計分析方法を。今おっしゃられていましたそのデータがありますよね。それをどう用いてどのように計算して、どのような形でこれが出てきたのか、そのプロセスをお聞きしているのです。それがわからないと、私も統計をやっていましたけれど、分析方法がわからなかったら、どのようにこれが示されてきたのかという意味が全くわかりませんので、そこをご説明をいただけますでしょうか。

**○上山こども・女性局長** 済みません。なかなか高度な分析ができていないかもしれませんが、奈良県の特徴をどうあぶり出すかというのが大きな課題であったかと思っています。県独自で調査した内容もあります。それと、全国を比較する中で、奈良県の特徴を見やすい形に整理し、それを審議会等に図らせていただいて知見をいただくという、こんなプロセスで、何か非常に複雑な難しい統計手法はよく利用できていないのが現状と思います。以上です。

**○川田副委員長** いや、だから、統計分析をやっつけられるということですよ。データをとって統計をやられるのですよね。いやいや、だから、正規分布の確率論や、ほかにもっと複雑なものいっぱいありますけれど、それをやらなかったら、ただの記述だけになって来るのではないですか。クロス集計と言っても、ただ3つか4つを比べて、それだけで傾向程度はわかるかもしれないですけども、何の分析にもなっていないと思うのです。だから、せっかくアンケート調査というような、統計をやる人間からしたら、命みたいなもので、物すごく重要なデータ源でありますので、やはり因子等も観察もできますし、重回帰分析も使っていけるし、いろいろなものを使っていけます。そこから傾向を出していかないと、最終的にこれがいいですと言われても、そのエビデンスと書かれているのだから、エビデンスを示すために、エビデンスと言え、完全に100%の証拠というのはないわけであって、確率論としてこれはもう99%、95%ぐらいの確率で証拠と言えないかというのが最終的な結論になってくると思うのです。けれども、それができていない、統計を使ってできていないとなれば、一体これから今後示されるこの計画が出てきても、一体何に基づいてエビデンスと思えるものを提出してきた、抽出してきたのかと

なってきます。その形態を、これはこども・女性局長に急に聞いていますので、また次回ぐらいにでも、統計手法、いわゆるどのような数字をもってどのような形態をもってこういう抽出につながってきたのかというご説明を、資料でもつくっていただければと思います。以上、終わります。

○今井委員長 ほかございませんか。

委員会運営の都合によりまして、副委員長と進行を交代させていただきます。

○川田副委員長 それでは、委員長にかわり委員会を進めさせていただきます。

○今井委員長 今、保育料の話が出ていましたけれども、この間、自治体キャラバンで、幾つかの自治体の要望と一緒に参加させていただきました。その中で出ていました保育料のことで、とりわけ3人目の保育料が無料ということが、今、県下の市町村で実施されています。この少子化の時代に3人育てることは、本当に大変なことだと思うのですけれども、ところが、3人とも保育園に在園していないと3人目が無料にならないと。だから、上の子が小学校に行ってしまうと、それは対象にならないという制度であって、3人目のだから、上の子が行ったとしても無料にしてほしいとお母さんたちの実感として言われています。この制度については、国からの支援も出ていると思いますけれども、そのあたりもう少し改善していただき、やはり3人目だったら無料にできないかと思っておりますけれども、その点はどうかお尋ねしたいと思っております。

○金剛子育て支援課長 多子世帯に対する保育料の軽減についてお答えします。

保育料は市町村がそれぞれ定めていただいておりますが、国の基準では、兄弟が同時に保育所に入所している場合、第2子が2分の1、第3子以降は無料となっております。県内の軽減の状況を見ました。昨年度の状況ですが、県内では4つの町村において、例えば、3歳以上の子どもについて同時入所要件にかかわらず第3子以降を無料にするといった支援策、4つの町村はばらばらですけれども、少し国よりも思い切った軽減策をとっておられるところもあります。それについての県の考え方ですけれども、確かに保育料軽減は、少子化対策の重要課題の一つであると考えていますので、ぜひ思い切って国において、第3子からではなく、第2子からしっかり軽減していただくことに取り組んでいただきたいと考えています。国の少子化社会対策大綱においても、保育料無償化の対象拡大等の検討が盛り込まれているところです。このため、先日内閣府、それから厚生労働省に対して、政府予算要望に伺いました。ですので、その際に奈良県からの要望として、第2子以降の保育料軽減に係る同時入所要件を撤廃していただきたいこと。それから、現在2分の1と

なっている第2子の保育料のさらなる軽減、もしくは無償化措置についても検討していただくように要望をさせていただいたところです。それから、全国知事会においても、幼児教育、保育の無償化の要望を行っていますので、引き続き国の動きを注視したいと考えています。以上です。

○今井委員長 ありがとうございます。

そんなに多くの事例はないと思うのですが、ぜひ実態を見ていただき、このくらいの予算があったらできる事業だということもつかんでいただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、もう1点ですが、福島原発事故が起き、既に4年8カ月、5年近くがたちました。いまだに現場では汚染水が垂れ流されている、大気には放射能が漏れ続けているということになっています。避難された方は、やはり地元の人に対して非常に後ろめたさを感じながら避難生活を送ったり、家族と一緒にここで暮らすと決意をされた人は、子どもに申しわけないという思いでそこで暮らしているという、大変お互いにせつない思いをしながらこの5年近くの日々を暮らしてきています。そして、特に皆さんが一番心配しているのは、子どもの体の問題です。福島の子どもの甲状腺がんが2008年にはゼロという数字が示されていますが、2014年6月に、福島の子ども30万人全員の検査を行いましたところ、疑いを含めてがんと診断されたのが103人になっている実態があります。骨が痛いとか、甲状腺が腫れている、鼻血、頭痛、風邪を引きやすい、体内に放射性物質があることで抵抗力が弱まっている状況があります。これに対して、福島だけではなく、あのときに放射能が関東圏を含めて、静岡県ひどいときには西部のあたりまで一時は放射能が来ていたというデータが残っていますけれども、そうした関東圏を含めての子どもたちを今住んでいる地域からしばらく離して保養させることにより、体内のセシウムが半減するという取り組みが行われていることを知りました。NPOのチェルノブイリのかけはしというところなどが行っているわけですが、私はこの奈良県は、幸いその放射能が来ていないきれいな空気、そして、はだしでも歩ける土がある、こういう奈良県でこのような子どもの保養が受け入れできないのかと思っています。チェルノブイリでは、既に事故が起きて27年もたっていますけれども、いまだに子どもの健康被害の調査が続いているということです。ここでは、事故から11年目に甲状腺がんが急増したという数字も出ており、この問題はこれからの問題になってくると思いますので、ここで回答どうのこうのということは思いませんけれども、ぜひそうした奈良県の受け入れの方

策を、検討していただきたいをお願いをしておきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○川田副委員長 それでは、委員長と進行を交代いたします。

○今井委員長 ほかになければ、これをもちまして質疑を終わります。

それでは、理事者の方のご退席願います。ご苦労さまでした。委員の方は、しばらくお残り願います。

(理事者退席)

それでは、本日の委員会を受けて、委員間討議を行いたいと思います。

まず最初に、11月10日に行いました県内調査の概要について、ご報告をさせていただきます。

概要をごらんいただきたいと思います。今回は、発達障害児に対する早期の支援を先進的に取り組んでいる三宅幼稚園及び奈良県障害者総合支援センターについての調査を行いました。

調査の概要としては、三宅幼稚園では、言語や社会性などの育ちがゆっくりな幼児に対して、個々の発達に応じた支援を行う療育教室が実施されていました。特別支援担当の保育士により、早期の段階から適切な支援をすることで、子どもたちが自信を持ってクラスの活動の中では過ごせるようになっていました。

また、奈良県障害者総合支援センターでは、作業療法士が施設に訪問し、発達障害児の特性に合った支援方法を指導助言する、子ども地域支援事業を行っていました。できていないところを指導する、指摘するのではなくて、できているところを褒めたり、優しい言葉を使うことを教えたりすることで発達障害児はできることがふえて自信がつき、友達関係もよくなり、学校などでも生き生き生活ができるようになっていました。

以上、県内調査の報告とします。

それでは、ただいまの報告を含めて、今後、当委員会の所轄事項であります少子化対策・女性の活躍促進について、委員間討議などで議論を深めたいと考えていますが、各委員から今後の取り組みについてのご意見やご提案があればと思います。いかがでしょうか。この間の感想などでも結構です。

○梶川委員 さっき質問した、あれの意味がもう一つよくわからない。療育とそれから医療と。私が言ったのは、医療だったら医療のことは私らはわかりませんとおっしゃった。だから、実際に聞いてみたいと思うのだけれども。6カ月に1回というのは、ないに等し

いように思えるので。どんな形の療育カリキュラムであるのか聞いてみたいと思うのですが、もう少し実を上げるような対策をしてほしいと。

○今井委員長 ほかはどうでしょうか。

○藤野委員 少子化対策等については、前回の特別委員会も含めてずっとやり続けているので、今の県の動きや施策を含めて、大体認識もしているのですけれども。(仮称)女性の輝き・活躍促進大綱2015が出てきているのですけれども、なかなか県の取り組みが見えてこないというか、何をどうやってどういうことで女性の活躍を求めていくのだという、なかなかちょっと理解しにくい部分があって。そういった何か目に見えるような取り組みのところに特別委員会が入ることはないのだろうけれども、我々もそのどういう理解をしていくかをもう少し何か、具体的に何かあったらと思うのですけれども。

○今井委員長 そうですね。

○藤野委員 私もその言っていることもわからないという。

○安井委員 その点は気になっています。例えば、女性を管理職に登用するとか、審議会、協議会、委員会に女性の数、割合がハーフ・ハーフになるようにするとか、さまざまな目に見えた効果的なものもあるのですけれども。私が思うのは、女性の内面的なもの、ここらを改革していかないと、地位についたからって目的を達成しているわけではないと思います。それは組織上のことだから、任命者が任命したらいいだけのことだけれども、もっと女性の今までからのものを内側からくっく湧き出るものをつくっていくという、そういうフットワークをつくっていく、女性のね。そういうものをアップしていくというものが大事ではないかと常々思っています。それはそういう働く場所でもそうですし、また、働かなくてもさまざまな分野で家庭にいらながらも女性のキャリアアップしていく意味のものが、数の問題ではなくて、行政上何か問われているのではないかと思います。

○梶川委員 この委員会のあり方、言えば一つの県なら県が諮問を出して、それにオーケーを与えるかどうか答申をするやり方と、それから、逆にいろいろな問題を提起してもらって、それを県ができることはやっていく2つの委員会の運営の仕方があると思うのだけれども、今、今井委員長も出ていると思うのだけれど、それは、各委員がいろいろな問題を提起して、それはいいことでないか、やろうという仕組みになったのも、提起型のね。提起をしてもらって、そしてそれをやはり実施をしていくやり方をやってほしいと。またきょうもそれを言おうと思ったのだけれど、山中委員からも大体おっしゃったようなのですけれども、そうありたいと思っている。

○**今井委員長** 私は今、奈良県子どもの貧困対策会議に参加させていただいて、県なりにデータをよく集めて、それなりの分析をしながら毎回提起してくれるのですけれども、それに対して、いろいろな専門家の先生などの意見が出されて、また次に積み重なってというような、そういう作業がこの間進んでいっている状況で、割と議会も委員会の議論も活発に出ています。ホームページに全部議事録など公表になっていますので、また参考にさせていただけたらと思うのです。

私も気になっているのが、その女性の活躍のほうがもう一つこの委員会のテーマであるのですけれども、しっかりとした取り組みができていないことを感じていまして、何か勉強するような機会を。

○**川田副委員長** 今、委員長がおっしゃったとおりに思うのですけれど、まず政策が何か、女性の活躍促進とただ言うだけで、先ほど藤野委員がおっしゃっていたように、よくわからないというのが、率直な意見で、具体的に何をどこまで持っていくのかというのが政策であって、それを具体的にどのようにそれを進めていくのが施策であって、ではやれよということでそれをやっていくのが事業という、こういう分け方になっています。だから、活躍と言っても、では100メートル走ったから活躍になるのかなど、それはいろいろな捉え方があるので、そこをまず理事者に提示させていただいて、明らかな目標をまず今年度は今年度、来年度にかけて、その目標をまず決めていただくことが大事なのではないのですか。抽象的なものをばらばらとやっても結局効果は何もないと思いますし、どうやって予算を組んでくるのか不思議でならないのが本音です。まずそれを決定させるのもいいし、委員からのご意見をもとに決定していくのも一つの手ではないかと、このように考えるのです。

○**安井委員** 大体職業についてる女性は、どんな職場でも、県庁の中でもそれぞれ責任を持ってやっています。けれども、家庭にいる女性の方をどうすくい上げていくのかということであれば、なかなかそこまで手が伸びていないのが現状で、何が効果的か、どうしたらいいのかがわからないという、そこだと思う、大半の方がまだまだ職についていない。そういう意味から、職につくことこそがもっともだけれども、つかなくてもどうアップしていくのということです。平たく言えばそこが難しいけれど。

○**川田副委員長** この間、国ともその議論をさせてもらっていたのですけれど、本音はやはり今後人口が減少してくるので、労働力が不足するから女性の進出をするのか、外国の移民を受け入れていくのかとか、いろいろなやり方は当然あります。女性の活躍を促進し



てもらって、やはり働いていただいて、そして、労働力の一気に低下を避けていこうというのが本音のところであり、その環境をどう整備していくかが、今、県であれ、市町村であれ、やっていかなければいけない、そういった目的になってくると思うのです。だから、その整備をどうするかというイコール今回の国で言っている、女性を活躍いただこうと…

○安井委員 そこです、だから、その一方で、少子化は減らさないといけないと、もう少し子どもを産んでくれという時代です。ここで、また矛盾する点も出てこようかと思えます。やはり子ども1人ではいけないと、中国ではないけれど、1人政策はもういけないと。2人、3人産んでくれと言っているわけだから、日本でもその少子化減少をどう克服するかと言ったら、やはりもう少し社会に出るのを待ってくれと、子どもを産んでほしいという一方ではその願いもある。一方では、また社会に働きながら、子どもは子どもで育ててほしいという思いもある。それなら保育所はどうするのかと、次の行政でできることがあるのだけれども、家庭におられるその女性の方々が社会へどう進出してくれるか、家庭にいながらどういうぐあいにスキルアップしていくかという、この辺に焦点を当てていかなければいけないのではないかと思います。行政の責務は、それは県でやるべきこと、市でやるべきこと、さまざまあるかと思うけれど、審議会の委員に入れとか、そういうものは、これは任命者が配慮すればいいことで、もう少し全体をアップしていくことも行政としても大事かと。子育てをしながらだけれども、社会で活躍してほしい。

○今井委員長 きょうの奈良新聞で、奈良県は女性の社長が全国で何番目だったか、5番目か4番目か、結構女性の社長の比率が、奈良県は高いというのが載っていました。

○安井委員 けれど、就業率は日本一低いと言っています。

○今井委員長 就業率は低いのですけれども、結構奈良県の女性は高学歴というのも一方ではあると思うのですけれども、そういう人たちが働く場が奈良県にはないということで、また、他府県に行ってしまうことがあります。

○川田副委員長 今の県民総生産から考えれば、実質名目もありますけれども、実質は関西圏で今リーマンショック以降一番上がっていないのが奈良県なのです。だから、ここで高学歴などというのは、これは長期的なビジョンであって、目先的にこれを上げていくとしたら、パートのお母さんがふえるなど、そういった経済的な上昇があつてこそ子どもももちろん産みやすい環境になります。それから、産みたくてもお金が心配だからとちゅうちょするところも出てくるから、まずここで、今、奈良県を思って、あれをやっています、

これをやっていますというのはいいですけれど、でも、現実を見た場合に、名目GDP、県内のGDPがリーマンショック以降ほとんど上がっていないし、この10年の統計でも一番低いわけでしょう、これが現実ではないですか。だから、その環境の中で子どもだけふやそうなどいろいろなことを言っても、やはりまず経済的なものを上げていくことをやっていかなければ。高学歴など、それはいろいろなものはありますし、世界的なデータを調べても、高学歴イコール収入がいいとか、子育ての、その少子化というか、子どもの産む人数も高学歴のほうが多いという国のデータもたくさんありますので、それは確かにいいことだと思うのです。やはりそれは中長期ビジョンとして持っていく、そして、目先の経済、この状態をどうするかということは、女性が進出をしていただいて、付加価値のある労働力生産を上げていくしかマクロ経済的には方法はないのではないかと。全体的に国がよくなって、一緒になってよくなる部分がありますけど、それは本来、政策、対策として取り組んでよくなったとは言えないと思いますので、そこのあたりを分別してやっけないといけないのではないかと思うのです。だから、ミクロ経済的はいろいろあると思うのですけれども、やはりマクロ経済的にどのようにまず考えるかが整理のポイントではないかと思うのです。

**○安井委員** (仮称)女性の輝き・活躍促進大綱2015がもう少し具体的になってきて、今考えているということだから、その状況を検討し、そこからでもちょっとずつでも、この現実とこの計画と一致していくような計画、施策を進めてほしいと思います。

**○川田副委員長** これも入っているかと聞いたのですけれど、統計等エビデンスを分析と書いていますし。やはり行政は説明責任があるので、どういう形でこれを持ってきたのかを明らかにしてもらわないと。紙で出て、我々が作りました、データ分析ですと言われても、だから、どのようにデータ分析をしたのかとわざと聞いたのですけれども、それが今度出していただけだと思うのですけれども、やはり、真剣に今後取り組んでいかないと。関西で今最下位のGDP成長率ということは、克服したいのは皆さんのお気持ちだと思うので、こういうのも真剣に重要な課題になってくるわけで、分析によって答えが変わってきますから、本当に私も統計をやっていましたから思いますけれど。

**○今井委員長** この女性の問題で誰か、どういう見方をしたらいいのかなど、先生に来てもらって勉強会をするとか、そんな取り組みをしますか。どういうふうにしたらいいかと。それか、県内のいろいろな女性団体の方々と懇談会を持つとか、何かどういようなことがいいのかと思っているのですけれども。

○安井委員 話だけで終わる気がする。

○今井委員長 え、話だけで終わる。

○川田副委員長 私は、今、先ほどアンケートデータなどをとったとおっしゃっていましたから、あれをそのままデータで出していただきたい。分析を自分等でやりますよ。委員会として、分析やその傾向を示してもいいし。そうでないと、情報の非対称性がありますが、向こうは情報をたくさん持っているけれども、こちらは情報が非常に限られているところから是正していくようにしていかないと。決断する側も、やはり言われたまま、ああ、そうですか、いいですよという、そんな議会はほとんど今世界中でないと思いますので、そのあたりを徹底してやっていけばいいのではないかと思います。わからなかったら、参考的な予算も使えるのですよね、議会の調査で。

○山中委員 コンサルティングの活用ができますから。

○川田副委員長 できますよね。何かそういうので、このコンサルティングを雇うのも逆に新しい方法かもしれないと思います。

○藤野委員 副委員長、恐らく特別委員会は、そういうことをやるような性格のところではないと思うのです。

○川田副委員長 はい。

○藤野委員 そういうことを、この委員会でやるということでも私はないと思うのです。ただ、おっしゃるように、やはり情報不足は絶対にだめです、議会のチェック機能としては。これはもう、いつも私も言っていることだけれども、情報がこちらにないのに何でイエス、ノーの判断ができるのかと。これは当然のことです。それは、委員会で委員長、副委員長がまた行政に対して情報の提供の要望を要請をしていただいたら非常にありがたいと。ただ、委員会として、当然委員長がおっしゃるように、どなたか呼んで勉強会、でもどうなのかと。もっと、何か違った形のことを理事者に対しての提言、提案をできないのかと。今のそういう部分ではなくて、もっと委員会として女性活躍としては、奈良県の女性活躍って、もっとこういう対応、体制でやればどうかという、その提言、提案ができるような特別委員会の勉強法があればと、今ずっと考えているのだけれど、なかなか思いつかない。

○今井委員長 奈良県子どもの貧困対策会議のときにも私は言っていたのですけれども、非正規雇用同士で結婚したような場合に、妊娠したとき、きちんとした妊娠のための制度が使えないためにやめざるを得ないと。片方では、お父さんが非正規雇用で、本当に両親

がそろっていても貧困という状態が、大体貧困家庭の1割がひとり親、9割は両親がそろっていて貧困という現状があるのです。だから、そのあたりの働き方の問題はすごく大きいという感じはするのです。

○梶川委員 そういった、とりあえず女性が輝く、輝くというけれど、どこかポストに座らせたら輝くというものではなくて、やはり働きやすい、実態をつくっていくことをまず我々が考えていけばいいのではないかな。

○今井委員長 今いろいろご意見が出されましたので、とりあえずこの分析もとのデータは各委員に配付してもらうように。この委員会として、データをね。県が示している根拠になっているデータのもとのものは各委員のところに配付してもらうように、この委員会から県に申し入れをしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○安井委員 アンケートは皆要らない、そんなものを持ってこられても、それはそれで、個人的にそれは要ると考えておられることは、それはそれでもいいけれど、委員会でそれをやることはちょっと。

○今井委員長 要らないですか。そうしたら、希望をされる方に。

○安井委員 それは難しいところもある。アンケートのことについては。けれども、そういった出たデータなど、いろいろなことについて県が把握していることについては、この委員会に当然示してもらわなければいけないと思います。

○今井委員長 わかりました。そうしたら、以上でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本日はどうもありがとうございました。これで委員会を終わらせていただきたいと思います。